

議案第34号

米原市都市公園条例の一部を改正する条例について

米原市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

平成29年4月1日から米原市都市公園として新たに双葉公園を追加することに伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市都市公園条例の一部を改正する条例

米原市都市公園条例（平成 17 年米原市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(15) 双葉公園

別表第 1 に次のように加える。

双葉公園	米原市顔戸 208 番地
------	--------------

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

米原市都市公園条例新旧対照表

改正後	現 行														
<p>米原市都市公園条例</p> <p>第1条～第27条 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 指定管理者が管理する公園（以下「指定公園」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 双葉公園</u></p> <p>3・4 略</p> <p>第29条～第33条 略</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="210 818 1111 1018"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊吹ヶ丘児童公園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>双葉公園</u></td> <td><u>米原市顔戸 208 番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	略		伊吹ヶ丘児童公園	略	<u>双葉公園</u>	<u>米原市顔戸 208 番地</u>	<p>米原市都市公園条例</p> <p>第1条～第27条 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 指定管理者が管理する公園（以下「指定公園」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第29条～第33条 略</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 818 2049 1018"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊吹ヶ丘児童公園</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	名称	位置	略		伊吹ヶ丘児童公園	略
名称	位置														
略															
伊吹ヶ丘児童公園	略														
<u>双葉公園</u>	<u>米原市顔戸 208 番地</u>														
名称	位置														
略															
伊吹ヶ丘児童公園	略														